

復興大臣 渡辺 博道 様

大熊町の復興に関する要望書

平成31年4月5日

福島県大熊町長

渡辺 利綱

福島県大熊町議会議長 鈴木 光一

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、8年が経過しました。

当町では、昨年4月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域で準備宿泊が始まり、また、一昨年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向け国による除染が進められております。

そして、先月に開催しました住民説明会、国及び県との協議を経て、本日原子力災害対策本部にて決定され、4月10日には避難指示解除準備区域及び居住制限区域における避難指示が解除されます。

当町は復興に向けて大きな一歩を踏み出すものの、一方で、人口の約96%が帰還困難区域に集中しており、同区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みが引き続き大きな課題となっております。

つきましては、今般の原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、以下の点について、強く要望致します。

記

1. 帰還困難区域全域の復興に向けた取り組みについて

町土全域の除染の完了が、町民の帰還、そして復興へのスタートラインであることから、特定復興再生拠点区域での復興に向けた取り組みを確実に実施するだけでなく、特定復興再生拠点区域外の区域においても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となり、時間軸を示しつつ、特定復興再生拠点区域の拡大に取り組み、帰還困難区域全域を段階的に本格除染し、帰還促進を図ること。

2. 「復興・創生期間」終了後の復興財源等の確保について

「復興・創生期間」中に復興が完了することが望めない当町の状況を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も、国が復興の前面に立ち、将来にわたって切れ目のない必要な財源を確保するとともに、人的支援を継続するなど、復興事業を加速させること。

3. 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針について

本年3月8日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針では、復興・創生期間後における復興の基本的な方向性、復興を支える仕組み、後継組織のいずれについても、そのあり方を検討していくに止められており、本格的な復興がこれからである当町にとり、必要な支援等の継続が行われるのか不明確なものとなっている。上記要望等を十分に踏まえ、具体的な取り組みを確実かつ迅速に行うこと。

また、特定復興再生拠点区域外の区域の扱いについては、住民の帰還意向を踏まえて対応を検討するとされている。住民の帰還意向に係わらず失われた町土を元に戻すことが東電・国の責務であり、住民の帰還意向に係わらず取り組むこと。

(本件事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 永井

電話：0242-26-3844

住所：(会津若松出張所)福島県会津若松市追手町2-41

(本庁舎)福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634